

(案)

平成 20 年 2 月 日

長野市社会福祉審議会  
委員長 春原 芳夫 様

長野市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
会長 岡野 雅子

#### 平成 20 年度長野市の保育所保育料について

平成 20 年 4 月 1 日から適用する長野市の保育所保育料について、当分科会において慎重に審議した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

平成 20 年度の保育料にあたっては、子育て世帯への負担軽減の配慮として、定率減税廃止に伴う所得税の増加による保育所保育料負担の増加を抑止すること及び、国から地方への税源移譲に伴い所得税が減額となることによる保育所保育料の減収を抑止して、必要な保育経費の確保に努めること。

今後共、子育て世帯への負担軽減の維持とさらなる子育て支援の強化に努めること。

改正内容 別紙

## 別紙

○現行の保育所保育料徴収基準額表のうち、階層区分D1からD10における世帯の所得税額の区分を以下のように改める。

「13,500円未満」を「7,500円未満」に、「13,500円以上36,000円未満」を「7,500円以上20,000円未満」に、「36,000円以上72,000円未満」を「20,000円以上40,000円未満」に、「72,000円以上108,000円未満」を「40,000円以上60,000円未満」に、「108,000円以上144,000円未満」を「60,000円以上80,000円未満」に、「144,000円以上180,000円未満」を「80,000円以上103,000円未満」に、「180,000円以上252,000円未満」を「103,000円以上183,000円未満」に、「252,000円以上342,000円未満」を「183,000円以上283,000円未満」に、「342,000円以上459,000円未満」を「283,000円以上413,000円未満」に、「459,000円以上」を「413,000円以上」に改める。